

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

240

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲

提案団体

関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、開発と保護のチェック＆バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。

特に、観光客を国立公園に呼び込もうと商業施設の開設規制を緩めようとされており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然、可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではない。

また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。

根拠法令等

自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

-

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	241	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
------	-----	------	--------	------	-------

## 提案事項(事項名)

国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲

## 提案団体

関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的な内容

国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。

## 具体的な支障事例

国定公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園の管理責任者は都道府県である。国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のイニシアティブを発揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。

具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。

国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存知される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。

自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国定公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。

## 根拠法令等

自然公園法第7条第2項、第8条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

—